

平成 22 年 11 月 25 日

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 殿

社会保障審議会介護保険部会
委員 川合 秀治

コンクリートから人へ

- * 民主党のマニフェスト ! or ?
- * 「p a y a s y o u g o」の原則
- * このままでは . . .
壊滅的状况に
- * 介護保険は『介護事故』のため
- * 補足給付は『福祉的救貧対策』
- * 約 1 2 0 0 億円の政治判断

第5期介護保険料水準抑制のためには、補足給付の財源見直しを！

【社保審介護保険部会に提出された保険料軽減措置
(基金取り崩し以外のもの)】

項 目	国 庫	地 方
高所得者の自己負担引き上げ(※1) 第6段階の自己負担2割、高額介護サービス費の上限維持	▲110億円程度	▲100億円程度
居宅介護支援の自己負担導入(※2) 居宅介護支援月1千円、介護予防支援月500円の自己負担	▲90億円程度	▲80億円程度
補足給付の支給要件の厳格化(※2) 市町村が施設入所前世帯の所得などを支給要件に追加可能	▲20億円程度	▲30億円程度
多床室の室料負担の見直し(※2) 第4段階以上から3施設の多床室の室料月5千円を徴収	▲40億円程度	▲50億円程度
軽度者の自己負担の引き上げ(※2) 予防給付の自己負担2割	▲120億円程度	▲100億円程度
第2号保険料の総報酬割1/3導入(※1)	▲430億円程度	

補足給付の公費負担相当額を保険料軽減措置にあてることで、利用者負担増を抑えることが出来る！(※3)或は、補足給付の保険金分をコンクリートから回せば・・・(※4)

【平成20年度の
補足給付額】

合 計:2,397億円

(内訳)

【利用者負担増
による捻出】

公費:530億円
国庫:270億円
地方:260億円

公 費:1,198億円
(※3) 国庫:488億円
地方:710億円

保険料:1,198億円
(※4)

補足給付は本来、介護保険財源からではなく、福祉予算から捻出されるべきものである。

(第36回社会保障審議会介護保険部会資料より作成)